

民生保健委員各位

震災復興プロジェクト近畿
松下勝則

「震災がれきの受け入れを即時中止することを求める陳情書」について、参考資料をすでに皆様に幾つかお配りしておりますが、その後、重要な新情報を入手いたしましたので、本日追加でお配りいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。以下、ご報告内容です。

<岩手県は仮設焼却炉を「ごみ不足」を理由に何度も休止させていた>

岩手県が、震災がれきの県内処理量を減らしてまで広域処理分を確保していることは、すでに疑いようもない事実だと思いますが、それを裏付ける証拠が、行政文書開示請求によって新たに出てきました。

宮古地区の仮設焼却炉の25年度計画処理量が、24年度実績の3分の1、宮古分でいうと4分の1に縮小されているのは、広域処理分を確保するためだと、これまで私たちは指摘し、岩手県に抗議をしてきました。

広域処理事業は、県内処理を最大限に実施しても平成26年3月までに処理を完了させることができないことが条件になっているからです。

私たちの抗議に対して岩手県は、県内処理を最大限に行っているが、どうしても県内だけでは処理できないと弁明します。

しかし、これがやっぱり嘘だったということです。

(参考資料1)宮古地区の仮設焼却炉の「運転年報」 <http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130621kasetunenpou.pdf>

この年報からは、「ごみ搬入量」が不自然に少ない月があるのが分かりますが、その理由については分かりません。「休炉日数」や「休炉日内容」、「実運転日数」を見ても、特に問題点は見えてきません。

しかし、今回の開示請求では「運転日報」(平成 24 年 3 月～平成 25 年 4 月)が出てきたことで、「休炉日内容」の中に、「ごみ不足のための休炉」が隠されていたこと、そして「実運転日数」の中にも「ごみ不足のための立下げ」が隠されていたことが分かりました。

(参考資料2)平成 25 年度 3 月 17 日の「運転日報」 <http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130623kasetunipou317.pdf>

仮設焼却炉の稼働が始まった平成 24 年 3 月から平成 25 年 4 月までに、「ごみ不足のため」を理由に、どのくらい焼却炉を休止していたのかを調べてみました。(参考資料3) <http://savechildosaka.web.fc2.com/i/130621kasetunipou.pdf>

「ごみ不足のため」に焼却炉を休止させたのが、全部で43回です。しかも、その時期が2月と3月に集中しています。2月といえば、大阪に震災がれきの持ち込みが始まった時期です。

これはもう、大阪にがれきを運ぶために、仮設焼却炉に運ぶがれき量を減らしたことが明白です。